

1 公表期間：令和6年12月9日(月)から令和7年1月8日(水)まで

2 計画(案)に対する意見の提出結果：7人(持参1人、専用フォーム6人) 50件

## 3 提出された意見及び市の考え方

| 番号 | 種別 | 該当箇所  | ご意見   | 市の考え方  | 対応 |
|----|----|---|---|--|----|
| 1  | 意見 | P7<br>公立幼稚園の認定<br>子ども園化について                           | 多様な子どもを受け入れ行政とのつながりの強い公立の園は、求められる支援を認識し、供給するため必要であると考えます。<br>その中でも保育環境の整備充実に現在の幼稚園は力を入れていると感じています。幼稚園が子ども園化して保育時間が長くなることで先生方の環境構成の時間が失われ、培われてきた幼稚園の文化や保育研究が失われることを危惧しております。単に長く預けたいから子ども園というのではなく、質の高い幼児教育の研究と推進のために既存の幼稚園の存続を希望します。  | 第2章「子ども・子育てを取り巻く状況」で示すように、本市公立幼稚園の児童数は減少を続けており、少子化や核家族化、共働きの増加などによる教育・保育ニーズの多様化が背景にあると考えています。現在、公立幼稚園においても預かり保育事業を実施しており、教育・保育の一体的な提供は、これらのニーズに対応するとともに、充実した教育・保育環境の提供に資すると考えています。 | —  |
| 2  | 提案 | P65<br>子育てネットワークづくり                                   | 子育て支援ネットワークの構築に関して、子ども・子育て会議の委員に地域の子育て支援を行っている団体を加えることを提案いたします。また、現在のメンバー構成を見ると、保育関係者が多くを占めていますが、医療従事者（医師や助産師など）やPTA（小中学校、支援学校など）など、さまざまな分野のメンバーを加えることで、より幅広い視野での検討が可能になるとを考えます。  | 子ども・子育て会議の現在の委員構成は、保護者代表2名、子育て支援団体1名、事業者2名、労働者1名、障がい福祉関係事業者2名、学識経験者等3名、教育従事者1名、福祉関係機関2名、行政機関1名、保育従事者10名となっています。様々な立場の方に参画いただけるよう委員の構成について検討します。                                    | —  |
| 3  | 提案 | P79<br>感染症や生活習慣病の予防、性に関する教育の推進<br>P89<br>成年年齢を迎える前に必要 | こども大綱には「プレコンセプションケア」が盛り込まれています。この内容をさらに拡充することを提案します。<br>「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」の一環として、プレコンセプションケアが提案されています。プレコンセプションケアとは、不妊や予期せぬ妊娠、基礎疾患を持つ方への妊娠・性感染症に関する適切な相談支援や、妊娠・出産・産後の健康管理に係る支援を行うことです。これにより、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、栄養管理も含めた健康管理を促進することが目的です。<br>京都府では、今年度よりプレコンセプションケア事業が立ち上げられ、その一環として、京都府助産師会に委託された「学校と連携した妊娠・出産に関する啓発事業」が実施されています。この事業では、京都府内の小中学校へ毎年約30校に出張講座を実施しており、私はその事業代表を務めています | 医学的見地に基づいた妊娠や出産に関する正しい知識を身に付けるための京都府の事業は学校にとってもこどもたちが学ぶ貴重な機会となります。市内の実施校でも児童生徒及び教職員が良い学習機会を得られた等の感想を持っています。小中学生の発達段階や各校の実情に応じて妊娠・出産に関する啓発事業は今後も広げていきたいと考えています。                     | —  |

|   |    |                  |   |   |    |
|---|----|------------------|---|---|----|
|   |    | となる知識に関する情報提供や教育 | (泉川中学校や相楽台小学校で講演を行っています)。<br>No. 23 の事業内容について、プレコンセプションケアの内容を拡大し、医学的知見に基づく妊娠および出産に関する知識の提供を進め、若者が自ら望むライフデザインを実現できるよう支援していくことを望みます。<br>今後、この事業は市町村での取り組みが求められることになると考えています。ぜひご検討いただけますよう、よろしくお願ひいたします。   |   |    |
| 4 | 提案 | P85<br>産後ケア事業    | <a href="https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0238af12-b583-4c09-9a67-2f7cb19c1c/028b6e96/20241120_councils_shingikai_seiiku_iryou_0238af12_04.pdf">https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0238af12-b583-4c09-9a67-2f7cb19c1c/028b6e96/20241120_councils_shingikai_seiiku_iryou_0238af12_04.pdf</a><br>こども家庭庁は産後ケア事業についての展望を上記の通り示しています。国の方針として、数年内に施策が拡充され、ユニバーサル化に向けて、誰もが利用できる事業となることが期待されています。木津川市は、京都府内でも合計特殊出生率が高く、今後産後ケアを利用する件数が増加すると予想されます。<br>そのため、宿泊型や日帰り型だけでなく、訪問型のサービスも導入し、産後ケアを受けるための選択肢を増やすことが必要です。さらに、産後ケアの受け入れ体制の確保や事業の拡大を求める。 | 子ども・子育て支援法が改正され、産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、国・都道府県・市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることとしています。<br>産後ケア事業については、従来から見込量を把握し、提供体制の確保や事業の充実に努めており、令和7年度には訪問型サービスの提供を開始する予定です。<br>また、本計画（案）「第6章の4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」に、「産後ケア事業」及び「妊娠等包括相談支援事業」に係る量の見込みと提供体制を追加します。  | 追加 |
| 5 | 提案 | P6<br>計画の対象      | こども基本法では、市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする、と書かれています。<br>こども大綱の基本方針(3)「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」。ここでは、このように書かれています。「それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支える。こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する」「「子育て」とは、乳幼児期だけのものではなく、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、   | 本計画（案）は、近年のこどもを取り巻く環境の変化に対応しながら、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」を踏まえ、質の高い就学前のこどもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止や貧困対策など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう策定しています。そのため、本計画（案）の対象を「概ね18歳までのこどもとその家庭」としています。<br>一方で、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」の内容を部分的に反映するなど、今後策定を予定しているこども基本法に基づく「こども計画」につながる計画となるよう策定しています。<br>「こども計画」の策定にあたっては、対象を「心身の発達の過程にある者」とし、青年期の若者を対象に含めることを予定しています。 | —  |

|   |    |                    |   |   |   |
|---|----|--------------------|---|---|---|
|   |    |                    | <p>青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく</p> <p>上記の内容は、地域で出産前後に関わる助産師として私が感じている点でもあります。支援が途切れる事のないよう継続的なサポートが必要です。</p> <p>また、「18歳までのこども」と限定するのではなく、「青年期の若者まで」を対象に含めることをぜひご検討いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。</p>   |   |   |
| 6 | 提案 | P90<br>不登校へのこどもの支援 | <p>子どもの教育を受ける権利（憲法26条）を保障するために、民間フリースクール等と連携及び予算措置（家庭への支援または施設への運営補助）を講じることを提案します。</p> <p>現在の木津川市の施策では、教育支援センター等、公教育の枠組みの中でも子どもが学ぶ場所を選べない実情があります。教育機会確保法（第13条）にも明記されているように、子ども自身が一人ひとりに合った居場所・学習環境を確保し、民間の多様な学び場を選択できるような施策の実施を求めます。</p> <p>本当の意味で、子どもの教育を受ける権利を保障するために、ぜひ民間フリースクール等をはじめ地域資源を活かした包括的な教育施策が育まれることを期待します。</p> | <p>学校においては、学校での様々な学習活動を通じてより良い人間関係の構築と、教員が相互に連携しつつ、スクールカウンセラーや心の相談員などとも連携しながら、個に応じたきめ細かな支援に取り組んでいます。引き続き、学校や市教育支援センターにおいて、こどもたちの居場所づくりや学習支援に取り組みます。</p> <p>民間フリースクール等に関するご提案は、ご意見として承ります。</p>   | — |
| 7 | 提案 | P6<br>計画の対象        | <p>「生まれる前から乳幼児期を経て、青年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭」とありますが、計画にある定義と実際との間に乖離があると思われます。本計画では対象は18歳までとしていますが、実際の計画内容は0歳～小学校卒業までの子どもの保護者を対象にした内容に見受けられます。</p> <p>しかし、昨年12月議会で組織改編が提案・承認されており、間もなく「子ども未来部」が新設されます。「子ども若者政策」という観点が正式に加わるのです。</p> <p>本計画を「若者」というキーワードで読んでも「キャリアパスポート事業」くらいしか関連情報がありません。「若者」施策をもっと盛り込むべきです。</p>         | <p>本計画（案）は、近年のこどもを取り巻く環境の変化に対応しながら、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」を踏まえ、質の高い就学前のこどもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止や貧困対策など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう策定しています。そのため、本計画（案）の対象を「概ね18歳までのこどもとその家庭」としています。</p> <p>一方で、本計画（案）は、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」の内容を部分的に反映するなど、今後策定を予定しているこども基本法に基づく「こども計画」につながる計画となるよう位置付けています。</p> <p>「こども計画」の策定にあたっては、対象を「心身の発達の過程にある者」とし、青年期の若者を対象に含めることを予定しており、関連施策の展開について検討します。</p> | — |

|   |    |                                     |  |   |    |
|---|----|-------------------------------------|--|---|----|
| 8 | 提案 | P30<br>子ども・<br>子育てに<br>関する調<br>査の概要 | <p>「子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、若者、企業、地域住民、団体も対象になります。」</p> <p>今計画を作成するにあたってアンケートが取られていますが、調査対象は「市内の就学前児童の保護者」「市内の小学生児童の保護者」のみでした。事業者、若者、企業、地域住民、団体からはアンケートをしておらず、非常に限定的な調査になっています。</p> <p>例えば京田辺市では保護者アンケートと並行して「担い手アンケート」を実施しており、私立認定こども園、私立保育園、市立保育所、私立幼稚園、市立幼稚園、児童館・こどもセンター、留守家庭児童会、支援センター、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設、主任児童委員、放課後デイサービス事業所、市担当部局の職員等の259人に対してアンケートを送付、67.6%の回答を得ています。</p> <p>また、城陽市では保護者アンケートと併せて子どもへのアンケート（小学1年～6年生にアンケート実施）をしています。</p> <p>本市の調査対象が限定的なため、全体をとらえた結果になっていない恐れがあります。「子ども基本法」を具現化するためにも子どもたち（子ども若者）の声を聞くこと、そして担い手・企業なども含めた幅広い市民に問い合わせて頂きたいです。</p> | <p>本計画（案）は、近年の子どもを取り巻く環境の変化に対応しながら、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」を踏まえ、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止や貧困対策など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう策定しています。そのため、アンケートについては、国が示す「調査票のイメージ」や府の示す「モデル調査票」を参考に実施しました。</p> <p>一方で、本計画（案）は、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」の内容を部分的に反映するなど、今後策定を予定しているこども基本法に基づく「こども計画」につながる計画として位置付けています。</p> <p>「こども計画」の策定にあたっては、子ども若者の声を含め、幅広い市民の意見を集められるよう検討します。</p>                        | —  |
| 9 | 意見 | P38<br>遊び場で<br>困るこ<br>と・困っ<br>たこと   | <p>雨の日に遊べる場所がない、遊具などの種類が充実していない、近くに遊び場がない、思い切り遊ぶための十分な広さがない…などおおよそ全ての項目（否定的な内容）において不満に思っている人が増加しているというはどういうことでしょうか。本市は改善の努力をしてきたのか、それともしてこなかったのか。この調査結果の分析もされるべきではないでしょうか。</p> <p>P39～41 ここでも「子どもの遊び場の整備」が不十分であるという意見が出ており、同じく不満の率が高まっています。子どもの数が急増してきた本市が子どもの遊び場環境の整備にきちんと取り組んでこなったことの結果ではないでしょうか。この結果を真摯に受け止め、今こそ具体的な事業にしていくべきです。具体的には市内公園についての市民アンケート・子ども若者アンケートの実施や、改善策を探るための検討委員会の発足などすべきことは山積しています。</p>  | <p>こどもの遊び場については、様々な移動式遊具を活用し「遊び」を通して子どもや保護者の交流の創出と子どもたちの健やかな成長を促すことを目指し、令和4年度よりイベントを開催しています。</p> <p>参加者からは高い評価を得る一方で、継続性や常設性などが課題となっています。</p> <p>今後は、常設性の高い拠点整備や規模の小さい移動式の遊び場など、遊び場のあり方について検討を進めます。</p> <p>また、「第5章の1 ライフステージを通した施策（2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」に、遊び場の整備について以下のとおり事業を追加します。</p> <p>P77 No.15 遊び場の充実 [こども未来課] [管理課]<br/>           常設性の高い拠点整備や規模の小さい移動式の遊び場、ユニバーサルデザイン・インクルーシブデザインを取り入れた遊</p> | 追加 |

|    |    |                   |  |  |    |
|----|----|-------------------|--|--|----|
|    |    |                   |  | 具や施設の更新・整備など、遊び場のあり方や魅力ある公園づくりについて検討を進めます。   |    |
| 10 | 質問 | P50<br>妊婦健康<br>診査 | 令和5年度で205人下回っているということで、健診を受けるべきだった妊婦さん205人が受診していないということです。この要因は一体なんでしょうか。この計画で分析がされていないように思います。  | 本計画（案）は、計画期間における教育・保育の量の見込みを算出し、提供体制の確保策を講じることを目的の一つとしています。<br>第3章では、計画値（量の見込み）に対する実績値について比較検証を行っています。妊婦健康診査については、計画値（見込み量）と実績値の乖離が大きくなっていますが、実績値が計画値（量の見込み）を下回っており、提供体制は確保できていると考えています。第6章では、今後5年間の量の見込みを算出し、必要な提供体制を確保することとしています。  | —  |
| 11 | 提案 | P53<br>事業の達成度評価   | 「取組み状況は、各事業の担当者が、あらかじめ決められた評価項目を基準に評価したものです。」とありますが、平たく言えば自分で自分を採点しているということです。自ずと評価が甘くなるのは当然の帰結で、「成果はなかった」は皆無で「あまり成果はなかった」が2件、「ある程度の成果があった」が172件、「十分な成果があった」が25件となっています。<br>基本目標が5つ設定されていますが、市民のニーズを正確に反映しているとは言えないでしょう。例えば、公園の遊具の整備などに長年不満が高まっていますが、基本目標の項目に「公園遊具の整備」という項目がありません。よって、取組むべき内容に落とし込まれておらず、成果がなくても（遊具の整備が殆ど進まなくても）達成度評価には影響がないという状況にあります。<br>基本目標の見直し、評価方法の見直し（ある程度達成できた、あまり成果はなかった、などは分かりづらい評価方法です。数値で〇%達成などの評価方法に変えるべきです）が必要ではないでしょうか。具体的には第三者による評価を導入するなどの方法があると思います。 | 木津川市子ども・子育て支援事業計画については、毎年PDCAによる事業評価を行い、その結果を子ども・子育て会議に報告しご意見をいただき、ホームページで公開しております。<br>評価にあたっては、「評価の理由・課題」を記載するなど、評価に至った理由を事業の実績などできる限り定量的に記載し、客観性・公平性が確保できるよう見直しを進めています。<br>第三者評価については現時点で導入の予定はありませんが、子ども・子育て会議に報告することで、一定の客観性を確保していると考えています。<br>基本目標については、第3章において第2期計画の評価と課題を整理し、施策展開における視点へとつなげています。遊び場の整備については、「第5章の1 ライフステージを通した施策（2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」に、以下のとおり事業を追加します。<br><br>P77 No.15 遊び場の充実 [こども未来課][管理課]<br>常設性の高い拠点整備や規模の小さい移動式の遊び場、ユニバーサルデザイン・インクルーシブデザインを取り入れた遊具や施設の更新・整備など、遊び場のあり方や魅力ある公園づくりについて検討を進めます。 | 追加 |

|    |    |                          |   |  |   |
|----|----|--------------------------|---|--|---|
| 12 | 意見 | P54                      | <p>「保育所や幼稚園、認定こども園の事業等に関する第三者評価の導入の検討」を行ったが「具体的な導入の検討には至らなかった。」とあります。</p> <p>なぜ、第三者評価を導入することにならなかったのかの説明が必要です。また、当初導入を考えた理由も併せて説明しなければ読み手には伝わりません。</p>  | <p>福祉サービス第三者評価事業については、サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資することを目的に、情報収集など導入検討を進めてきました。</p> <p>しかしながら、制度開始から 25 年が経過する中で、受審率の伸び悩みや評価機関の減少、評価の質の確保などの課題が顕在化しており、事業が安定的に運用できる仕組みになっていないことなど制度自体の構造的な問題が指摘されています。そのため、現時点では具体的な導入の検討には至っておりません。</p> | — |
| 13 | 意見 | P56<br>子どもの<br>人権の尊<br>重 | <p>①～③すべてが「ある程度達成できた」という評価になっています。これには大きな疑問を感じます。「子ども基本法」にある「意見表明権」や「子どもの最善の利益」については依然として軽視された状態が続いている。啓発や講演会ばかりの取組みでは全く不十分です。保育・教育の現場で率先して子ども達の意見表明の機会を作り出していくこと、子どもの最善のための施策になっているかを常にチェックしていくこと等が求められています。新しくできる「子ども未来部」においても「子ども基本法」を具体化することを心がけるとともに「子どもの権利」を仕組み化していくことが必要です。</p> <p>市のホームページには未だに「子ども基本法」の紹介がされていません。さる 9 月議会の決算委員会の席上で人権推進課がホームページに子ども基本法について掲載すると答弁したにもかかわらず、それが実現していません。</p> <p>本市は「子ども基本法」の順守義務があります。直ちにホームページにおいて「子ども基本法」を市民に周知してください。</p> | <p>「子ども基本法」について、人権啓発イベントや講演会を通じた周知のほか、ホームページへの掲載等、効果的な周知に努めます。</p>   | — |
| 14 | 意見 | P57<br>児童虐待<br>の防止       | <p>本市の虐待件数は増えています。虐待を未然に防止するにはどうすべきか。早期発見するためにどうすべきか。また、虐待が起こってしまっている場合にどうすべきか。「ある程度達成できた」との評価ですが、不十分です。</p> <p>本市のホームページで「防ごう子ども虐待」というページがありますが、情報が少なすぎます。相談窓口の電話番号と受付時間が書いてあるだけのそっけないものです。</p> <p>そうではなく、「虐待チェックリスト」を掲載する、虐待してしまう人、されている人の心に呼び掛けるような内容にすべきです。教育関係者との連携、親支援（ペアレントトレーニングなど）の実施、更には近年報告が増えていく性的虐待に関する情報も必要です。とりわけ性的虐待については、幼児ま</p>   | <p>どのような行為が虐待にあたるのか広く啓発する必要があると考えており、このことを踏まえつつ HP 内容の充実に努めます。</p>   | — |

|    |    |   |  |   |
|----|----|---|--|---|
|    |    | でもが被害に遭う可能性があるため、なるべく早期の性教育の実施が必要です。自分が今どんな状況（被害）に遭っているかが理解できるように教育をしなくてはなりません。   |  |   |
| 15 | 意見 | <p>P57<br/>安全な環境づくり</p> <p>①～③の項目すべて「ある程度達成できた」とあります。しかし、疑問を感じます。特に①の交通安全対策の推進について課題があります。昨年11月に加茂地域で発生した小学生児童の交通事故についての反省はあるのでしょうか。二度とあのような悲しい事故が起こらないように万全の対策が取られているとはいえません。</p> <p>スクールガードリーダーが増員されたのは城山台小学校だけです。追加された1名が全市を見ると市は言いますが、現実的でないと感じます。「令和6年4月よりスクールガードリーダーが2名より3名に増員され、ボランティアさんが高齢のため続けられない朝の見守り等にも協力いただいている。」と城山台小学校のHPにありました。</p> <p>城山台小学校だけでなく、ボランティアが見つからない、高齢で見守りボランティアを辞められて後継が見つかっていない地域はたくさんあるはずです。市内全域の小中学校の通学路の安全を教育委員会としてもしっかりと把握して、安全対策に地域間格差を生じさせないようにすべきです。</p> <p>更には、「学校安全マップを作成し」とありますが、これは徹底されているのか疑問に思います。加茂小学校のHPを確認すると確かに以前は掲載されていなかった安全マップが見つかりましたが、保護者には一切の通知がありませんでした。他の小学校はどうなっているかと数校確認してみましたが、城山台小学校にも木津小学校にもありません。</p> <p>このようなばらけた対応はいかがなものでしょうか。子ども達の毎日の通学の安全に関わる重要なテーマです。安全マップは市内小中学校全てHP公開及び保護者にはさくら連絡網などを通じてしっかりと周知すべきものです。</p> <p>通学路の見守りの担い手不足をどう解消するかについても、知恵を出し合う必要があります。学校だけでは解決できない問題です。PTA、自治会、民生委員、警察などと協議をし、通学路の安全性を高めるよう働きかけください。</p> | <p>交通安全対策の推進につきましては、木津川市子供の移動経路／通学路等の交通安全プログラムを策定し、国・府・市の道路管理者・警察等や学校・園関係者等が安全推進会議・合同点検を実施し、「通学路注意」等の注意喚起の看板やグリーンラインの設置等によって安全確保を図っています。</p> <p>また、学校では、日常的な安全指導に加え、交通安全教室や登校班の指導等を定期的に行っています。</p> <p>学校安全マップは、児童生徒の安全に関する意識の向上及び危険予測・回避能力の育成や子どもの見守り活動の推進を図るため、各学校単位で作成し、地域の実態に応じた活用を行っておりますが、現状確認の上、周知を図ります。</p> <p>スクールガードリーダーの増員は、城山台小学校急増対策だけでなく、市全域の見守りを目的としています。こどもたちの安全対策に欠かせない通学路の見守りについて、従来からPTA地域委員や保護者、ボランティア等に協力いただいている他、地域学校協働本部事業でも、登下校時の見守りをはじめ様々な活動について、多くの方々に支援していただいています。</p> <p>今後も担い手不足を解消できるよう引き続き募集を行います。</p> | —   |
| 16 | 意見 | P57<br>安全な環境づくり   | ③の防災対策の推進も「ある程度達成できた」と自己評価していますが、実際は安心できない状況です。自主防災組織の組織率が未だ全市の平均で78.4%、木津で80.4%、加茂で60.9%と非常に低く、山城で95%と地域間格差   | 自主防災組織は、自分たちの地域は自分で守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、地域においては共助の中核をなす組織です。地域の主体的な活動として結 |

|    |    |                    |  |  |   |
|----|----|--------------------|--|--|---|
|    |    |                    | もあり、不安です。なぜ自主防災組織が増えないのか。それは地域コミュニティの弱体化と表裏一体です。本市もそれを知りながら手をこまねいでいるのでしょうか。自治会が自ら自主防災組織を立ち上げるべきであるとは正論ですが、その理屈が通らない現状があるのではないかでしょうか。責任論を押し付け合っているうちに甚大な自然災害が起こるかもしれません。方法論の問題ではなく、「どんな方法であっても作るべき」性質の組織なのです。市は自主防災組織が立ち上げられない自治会と膝を交えて話し合う必要があります。自治会の意識改革、自治会を励まして地域コミュニティの活性化を図るべきです。  | 成・運営されるものではありますが、市としましては災害に強いまちづくりを推進するため、自主防災組織が未設立である地域に設立を呼びかけるとともに、設立に向けた助言等の支援を行っています。  |   |
| 17 | 意見 | P58<br>次代の親<br>の育成 | ①子育てへの関心の喚起<br><br>「ある程度達成できた」とありますが、疑問があります。職場体験で保育実習したからといって保育士志望になるのかと言われると違うと思います。保育士の成り手不足の最大の要因は待遇への不満です。イメージだけで変わるような性質の問題ではありません。<br><br>「子育て応援サイトきづがわいい」は情報が不正確かつ古すぎるまま放置されています。子ども園の情報は抜けたものが放置（いづみこども園、やましろこども園が未掲載）、家庭的保育の情報も抜けたものが放置（みのりる一むたんぽぽ、みのりる一むひまわり）、「きづがわスタイル」で紹介されている市民の情報については10年近く前の取材であり、古すぎて最早現状とは違うものです。このような市民紹介の記事は広報誌などで掲載すべきもので、長く内容が変わらない情報には載せるべきではないと考えます。 | 「子育て応援サイト きづがわいい」はサイトの構造上、職員による情報更新ができない仕組みとなっています。そのため、情報更新には時間と費用を要してしまい、最新の情報を掲載することが困難な状況です。現在、職員により最新の情報が掲載できるよう、本サイトの見直しを進めています。<br><br>保育士の成り手不足については、処遇改善や働き方の見直し、保育士養成校との連携、保育士の魅力発信など様々なアプローチがあると考えています。 | — |
| 18 | 提案 | P58<br>次代の親<br>の育成 | ②有害環境対策や非行等問題行動への対応の推進<br><br>今子ども達にとって一番の脅威はネット環境です。光と影がありますが、影の部分への対策が殆どないと感じます。子ども達自身にネットの問題を話し合ってもらう機会、ワークショップなどで体験したりする機会が必要です。更には他の自治体でもされているようなネットから離れて自然で遊ぼうと誘うイベント（山梨県デジタルデトックスキャンプ、兵庫県人とつながるオンラインキャンプ等）等の開催を検討してもいいのではないかでしょうか。  | 情報教育の重要性は年々高くなっています。情報モラル教育に関しては、情報活用能力体系表を各校で作成し、系統的に指導しているところです。また教職員を対象とした外部講師による研修等を実施しております。さらに、保護者と児童生徒を対象とした情報モラル研修会を行う学校も増えています。<br><br>キャンプ等の開催についてはご意見として参考にさせていただきます。                                   | — |
| 19 | 意見 | P58<br>次代の親        | ①多様な体験・交流機会の充実<br><br>これは「ある程度達成できた」とありますが、評価の理由が分かりづらいで   | 学校では、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、講師を招聘しての講演や鑑賞会、地域の歴史文化を活用した地域学習、関   | — |

|    |    |                   |  |   |    |
|----|----|-------------------|--|---|----|
|    |    | の育成               | す。確かに一部の学校で地域の歴史について学ぶ機会がありましたが、全ての学校ではありません。このような記述方法ではなく、具体的に○○を実施した学校が○校あるなど記載すべきです。そうしないと、市内全校で行われているかのような誤解に繋がります。そして、多様な体験・交流が少ない、または出来ていない学校をどうしていくかを考えしていく必要があります。   | 西文化学術研究都市にある企業や大学と連携した取組などの学習機会の設定を工夫して取り組んでいます。引き続き、多様な体験活動を各教科の学習との連携も図りながら充実に努めます。   |    |
| 20 | 提案 | P60<br>多様な体験機会の充実 | ②次代を担う若者の自立の支援<br>これも「ある程度達成できた」とあります。その評価の内容としてキャリアパスポート、ネット中継でのオンライン授業が挙げられています。次代を担う若者の自立支援とは大きな目標ですが、具体的には自分で考え行動できる主権者に育ってもらうことだと思います。そのために必要なのは主権者教育であるはずです。文科省や総務省もその必要性を訴えています。将来どんな仕事をするか、だけが自立ではないはずです。まずは自立した一市民にならねばなりません。本市において主権者教育を推進すると明記してください。 | 主権者教育の必要性を認識し、学校では、将来において、政治や社会での出来事を自分の事として考え、自立して主体的に行動できる主権者としての基礎を培う教育を推進しています。   | —  |
| 21 | 意見 | P60<br>親と子の健康の確保  | ②保護者の健康の保持・増進の推進<br>「ある程度達成できた」とあります。しかし、特定保健指導率は 22.1%程度とあまりに低いものです。なぜ、保健指導に来てくれないのか、どうすれば来るようになるのかを徹底的に探る必要があると思います。   | いただいたご意見については、木津川市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画に基づき今後も受診率及び指導率の向上に努めます。本箇所に記載の特定健康診査受診率、特定保健指導率については、40歳以上の国民健康保険被保険者に対する事業の実施率であるため、本計画への記載を以下のとおり修正します。<br><br>P60②保護者の健康の保持・増進の推進<br>「国民健康保険者に対し特定健康診査等を実施した。また、特定保健指導の対象者には、専門職による指導を実施した。」に修正<br><br>＜今後の課題＞<br>「特定健康診査の受診率が目標を下回っているため、受診しやすい体制の整備と受診率の向上が課題となっている」を削除<br><br>P78(3) こどもへの切れ目ない保健、医療体制<br>「国民健康保険等の被保険者に対し各実施計画に基づき健 | 修正 |

|    |    |                      |  |   |   |
|----|----|----------------------|--|---|---|
|    |    |                      |  | 康診査等の保健事業を実施しています。」に修正  |   |
| 22 | 意見 | P61<br>食育や思春期保健対策の推進 | 「今後の課題」には「食物アレルギー対策のマニュアル整備と運用、教職員への研修」などが不足しているとあります。これは命に係わる問題なので、早急に対応して頂きたいです。   | <p>本計画（案）では、今後の課題として「食物アレルギーに係る事故は子どもの命に関わるため、マニュアルの整備と運用、教職員の研修等、アレルギー対応の徹底が必要」としています。</p> <p>市では令和2年に「学校等における食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、以後、消費者庁よりアレルギーに関する改正がある度に改正を行うとともに、学校・保護者への周知、市ホームページへの掲載を行っています。</p> <p>また、各学校においては年度初めの給食開始までに、自校のアレルギー児童生徒の情報共有、エピペンの使用方法、学校生活及び給食におけるアレルギー対応等について職員研修を実施し、事故を起こさない体制づくりに努めており、今後も徹底していくこととしています。</p>                                       | — |
| 23 | 意見 | P64<br>仕事と生活の調和の推進   | この「今後の課題」にはボランティアの担い手不足が言われています。本市にはボランティア活動が活発でない現状があり、それを改善するために何が必要なのかを考えて実行するべきです。ボランティア活動が少ないということは地域コミュニティも脆弱であるということで、早急に改善すべき点です。具体的には「ボランティアセンター」を誰でもアクセスしやすい場所に作るなどがあると考えます。 | ボランティアの担い手不足の解消に向け、社会福祉協議会が中心となって、令和5年度からボランティア体験会を実施しています。今後もボランティアの育成を進めるとともに、より多くの人に参加していただけるよう周知啓発を行います。またボランティアセンターは社会福祉協議会が設置・運営しております。   | — |
| 24 | 提案 | P66                  | アンケートの自由記述があると記載がありますが、本計画には添付されていません。自由記述には市民の本音が出てきますので、非常に有用な調査資料になります。是非とも計画には自由記述をつけて頂きたいです。  | <p>本計画（案）第2章の3「子ども・子育てに関する調査の概要」では、自由記述を含めたアンケート調査結果について、その傾向と課題を整理しています。また、第3章の3「施策展開における視点」では、自由記述を含めたアンケート調査結果や第2期計画の評価と課題から、本計画（案）における論点を整理しています。</p> <p>アンケート結果につきましては、「木津川市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」において詳細を確認することができます。</p> <p><a href="https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/20,62983,33,345,html">https://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/20,62983,33,345,html</a></p> | — |

|    |    |                             |   |  |   |
|----|----|-----------------------------|---|--|---|
| 25 | 提案 | P77<br>子どもの意見表明の機会づくり       | <p>木津川市「少年の主張大会」、相楽「少年の主張大会」などの子ども達の意見表明の機会をつくるとあります。まず名称の変更を要求します。少年と言われれば、通常は男子を指す印象がありますので、「少年少女の主張大会」または「子ども・若者の主張大会」などの名称に変更されることを希望します。福島県郡山市や千葉県木更津市は「少年少女の主張」としています。</p> <p>更には内容をもっと深める必要があります。日常的に子ども達の意見表明の機会を増やす必要があります、また子ども達の意見表明を促す仕組みが必要です。例えば「ディベート」を授業に取り入れる、「ルールメイキング」と呼ばれる、自分たちのルールは自分たちで決めていく取組みを学校で創るなどです。NPOカタリバが「ルールメイキングプロジェクト」というプログラムを実施しており、自治体と連携して子ども達の意見表明の機会を作っているなどの動きもあります。本市も是非とも日常生活の中での意見表明の機会を作って頂きたいです。</p> <p>みんなのルールメイキング NPO カタリバの対話的な校則見直し</p> | <p>「少年」は、男女に関わらず年の少ないことを意味するとされています。また、上位大会である「少年の主張大会全国大会」との関りも考慮して、本市でも「少年の主張大会」の表記を使用しています。一方で、近年ではご指摘のとおり、特に男子の意味合いが強くなっているとも考えられることから、引き続き全国的な動向を注視します。</p> <p>小中学校の国語の授業において、意見表明の基本となるスピーチや話し合いをテーマにした授業が各学年で設定されており、計画的に取り組んでいます。また、日常的に、朝の会・終わりの会を始め、学級活動や児童生徒会の活動など、教師の手を借りながらではありますが、児童生徒の意見表明ができる場面を設けています。中学校においては、生徒の意見を反映した「校則」の見直しも徐々に進めています。</p>  | — |
| 26 | 意見 | P78<br>健康づくりや生活習慣病予防の意識啓発など | <p>食生活改善推進員による啓発活動とありますが、13年間木津川市に住み子育てをした限りではその存在を感じていません。木津川市健康づくり推進協議会が設置されていますが、これも知られていないと思います。議事録もHP非公開ですし、そもそも委員に普通の市民が入っていません。亀岡市や京田辺市は公募市民・学識経験者・障がい者団体・学校関係者などが入っておられます。</p> <p>まずは木津川市健康づくり推進協議会を広く知ってもらうことから始めてはどうでしょうか。また、食育は学校において実施しやすいので教育関係者との連携が何より大切です。子ども達には菜園や調理といった体験を通じて学ぶことが効果的だと思います。</p>  | <p>食生活改善推進員協議会には、木津川市発足以前から市(町)広報で毎月食育レシピを紹介していただき、食育の啓発にご協力をいただいている。また、隔月19日には市役所での「食育の日」啓発活動、地域まつりでの食生活改善啓発活動、災害時に役立つレシピ集の発行・周知活動、減塩みそづくりや親子を対象にした料理教室等を開催されています。令和6年度には養成講座を開催し、推進員の拡充に取り組んでおり、引き続き食生活推進員協議会と協力しながら一層の食育に努めます。木津川市健康づくり推進協議会につきましては、委員構成等について検討を進めています。</p> <p>学校では、栄養教諭による授業や巡回指導を行っており、児童生徒の発達に応じた食育指導を行っています。また、1月24日～30日の全国学校給食週間に合わせて、地産地消やSDGs等、毎年さまざまなテーマを設け、多様な観点から食について考える取組を行っています。今後も学校農園での栽培や家庭科の調理実習に加え、各教科との連携を図りながら食育を推進します。</p> | — |

|    |    |     |  |  |   |
|----|----|-----|--|--|---|
| 27 | 意見 | P79 | <p>「感染症や生活習慣病の予防、性に関する教育」について「希望する市内中学校で助産師による講演会を実施しています。」とありますが、希望しなければ実施しない体制です。とりわけ性教育についての取組みを強化する必要があることは明らかです。ユネスコなどの国際機関が発表した、世界の性教育の指針である「国際セクシュアリティ教育ガイドンス」に基づいた「包括的性教育」は生殖や避妊に関する知識だけでなく、ジェンダーの多様性や、多様な価値観、文化、家族の在り方など、人権をベースとした教育です。0歳～19歳が被害者の不同意性交等罪・不同意わいせつ罪の認知件数は2023年時点で約3700件に上っています（警察庁の犯罪統計より）。今こそ性被害や10代の望まない妊娠などを防ぐためにも国際基準の性教育が必要です。希望制ではなく、年間カリキュラムに組んだ包括的性教育を実施すべきと考えます。また、若い世代が、性や体の悩みなどについて医師や看護師などに相談できる「ユースクリニック」という概念が注目されているところです。まだまだ日本では数が少ないですが、本市においても調査研究を進めるべきと考えます。東京都品川区では2025年1月より「ユースヘルスケアしながらほけんしつ」をスタートさせています。包括的性教育を進めるとともに、10代の心と体を見守る仕組みを整える必要があります。</p> | <p>「性教育」については、人権教育を基本としながら、保健教育等とも関連して、広い視点を持って多面的・多角的に学習しているところです。「包括的性教育」で大事にされているジェンダーの多様性等についても、発達段階に応じた学習に取り組んでまいります。</p>   | — |
| 28 | 意見 | P79 | <p>「こども家庭センターを開設し母子保健部門と児童福祉部門の連携を強化することで、支援を要する家庭に必要な支援を切れ目なく提供できるよう相談体制を強化します。」とありますが、どういった相談体制にするのか具体性がありません。</p>   | <p>こども家庭センターでは、妊娠婦、子育て世帯、こどもへ一體的な相談支援を行うことが可能となるよう、組織体制や職員配置などの見直しを進めています。また、母子保健・児童福祉各主管の職員が協働して支援にあたるなど、各種事業の支援体制の強化を図ることとしています。具体的な取り組みについては、子育て支援活動の中で実践していきます。</p>  | — |
| 29 | 意見 | P81 | <p>「『医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン』を策定し、保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備するなど、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図っています。」とあります。ガイドラインの策定は大いに評価するものですが、どんなルールでも不断の見直し・修正は必要です。今後どのように見直しをするのか。保育所等（小中学校は含まない前提でしょうか）の受け入れ側、福祉サービス関係者、医療的ケア児の保護者、そして可能ならば当事者を交えたような協議会が必要ではないでしょうか。</p>   | <p>令和5年4月に医療的ケア児の保育所等受入れガイドラインを策定し、医療的ケア児の受け入れ体制の整備を進めています。実際に受け入れを進める中で出てくる課題等については、関係者で協議を行い、子ども・子育て会議でご意見をいただきながら、本ガイドラインの見直しについても検討を進めています。令和7年4月には、具体的な保育時間や慣らし期間等の追加や準備期間の流れの追加、主治医等医療機関等との情報共有のための様式の追加などについて見直しを予定しています。</p> | — |

|    |    |                   |   |   |    |
|----|----|-------------------|---|---|----|
| 30 | 意見 | P82<br>ヤングケアラーの支援 | 支援体制の強化を図るとありますが、具体性がありません。ヤングケアラーは貧困・障害・家庭の問題などが複雑に絡み合っています。表面化しにくく、気付きにくいという特徴があり、多様な場面での気付きのきっかけをちらばめる必要があります。子ども家庭庁が作成・提供している可変版ポスターなどを活用するなどして、ヤングケアラーの発見に努めるべきです。<br>学校用ポスター「学校でヤングケアラーに気づくために」<br>20241009_policies_young-carer_20.pptx  | 少子化や地域コミュニティの希薄化、貧困問題やひとり親の増加など、こどもを取り巻く環境が複雑化しており、様々な問題が顕在化しています。ヤングケアラーもその一つであり、経済的支援やひとり親支援、相談支援、コミュニティ作りなど多面的なアプローチがあると考えています。特にヤングケアラーは表面化しにくい特徴があることから、周知・啓発を進め早期発見に努めます。   | —  |
| 31 | 意見 | P85<br>産後ケア事業     | 継続となっていますが、見直しなどはしているのでしょうか。本市においては宿泊型と日帰り型のみの実施になっています。居宅訪問や集団ディ、家事支援なども盛り込んでいく必要があるのではないかでしょうか。ニーズ調査の実施が必要だと思います。   | 産後ケア事業については、従来から見込量を把握し、提供体制の確保や事業の充実に努めており、令和7年度には訪問型サービスの提供を開始する予定です。<br>また、子ども・子育て支援法が改正され、産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、国・都道府県・市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることとしていることから、本計画(案)「第6章の4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」に、「産後ケア事業」及び「妊婦等包括相談支援事業」に係る量の見込みと提供体制を追加します。 | 追加 |
| 32 | 意見 | P87               | グローバル化に対応できる人材の育成「夏休みに児童が英語を身近に感じ親しむ機会として英語イベントレッスンを実施するなど、外国語指導助手(ALT)や小学校指導講師(JTE)の効果的な活用や国際交流事業の充実により、国際社会で活躍できる力をはぐくむ教育を推進しています」<br>英語を話せるようになればグローバル化に対応できる人材になるのでしょうか?そんな単純な話ではありません。語学を自由に操ることはグローバル化に対応するための一つの技能ではありますが、決して必須条件ではありません。一番大切なのはコミュニケーション能力、文化や習慣を超えて互いに交流できるような広い視野を持つことです。市内に増え続けている外国籍住民との相互理解の機会が増えてるでしょうか?子ども達はベトナム語で簡単な挨拶が出来るでしょうか?中国語では?韓国語では?もっと足元を見つめた取組みが必要です。 | グローバル教育は、言語の習得だけでなく自国の伝統や文化についての理解を深め、人権・平和・異文化などについて世界規模で物事を考える力を持つためのものです。<br>小学校低中学年の国際理解教育でグローバルな視野を持ち、小学校高学年から中学生の外国語科では、まさに様々な場面を想定したコミュニケーション能力を体験し、培う学習を進めています。また、社会科においても小中学校の発達段階に応じたグローバル化そのものの学習を進め、今、そして今後自分たちが何をすべきかを話し合い、学びを深めています。          | —  |
| 33 | 意見 | P93<br>男女共同       | 事業内容はイベント・啓発に終始しており実効力のあるものとは言えないと思います。一人ひとりの行動の変容に期待するのではなく、仕組みそのもの  | 第2次木津川市男女共同参画計画に基づき、施策の推進を図っています。   | —  |

|    |    |                  |  |  |    |
|----|----|------------------|--|--|----|
|    |    | 参画の推進            | を変える必要があります。具体的には男性が育休を取りやすくする仕組みを市役所内・企業内に作ることを促進し、表彰するような制度や、女性リーダーの育成、審議会・委員会の女性委員を大幅に増やすなどが考えられます。   | 講座や広報等の啓発活動や、国・府が行う事業所に対する両立支援企業認定制度や制度取得促進のための助成金制度等の情報提供、また、女性リーダー育成のための各種研修への参加や活動支援、女性委員登用率の目標設定、登用促進や委員公募制の導入を図っています。   |    |
| 34 | 提案 | P109<br>放課後子ども教室 | 「すべての児童に多様な体験活動の場を提供できるよう、すべての小学校区で放課後子ども教室と放課後児童クラブの校内交流型または連携型による実施を目指し、未開設の地域や学校から要望があった場合に開設を検討します。」とありますが、実態は13小学校区のうち7校区のみの設置です。要望があった場合に検討するとしていますが、疑問を感じる対応です。なぜなら、放課後子ども教室が設置されていない小学校ではその存在を知らないので、欲しいとも思えないという構造があるからです。私自身がそうでした。そんな場があるとも知らなかつたわけです。ですから、「待ち」に徹するのではなく働きかけや紹介・提案が必要だと思います。全小学校区で開設されるよう目標を作ってください。  | 全小学校区での開設に向け、年度当初には全校を対象に制度周知を図っています。また、ボランティア募集にあわせ、地域住民からの開設要望等が把握できるよう、ボランティア募集チラシの改良に取り組んできました。このような取り組みや、さらなる積極的な開設に向け、記載内容を次のとおり修正します。   | 修正 |
| 35 | 意見 | P90<br>いじめ防止     | いじめをなくすために何ができるのか?これをもっと突き詰めて考える必要があるのではないか。子ども達が安心して相談できる体制の構築(アプリなども活用)、教員を対象とした研修、ネットいじめ対策、児童会・生徒会を主体とした取組み、いじめゼロサミットの開催、子どもの権利の尊重、地域との連携など、すべきことは多いと思います。<br>「すべての小学校にスクールカウンセラーを配置」とありますが、小学校においては月二回の巡回です。読み手に誤解を与えないような記載、例えば「全ての小学校には月に二回スクールカウンセラーが来校しています。」に変えてください。城山台小学校には常駐のスクールカウンセラーがいるようですから、そこも明らかにしてください。公平性の観点から、城山台小学校にのみスクールカウンセラーが配置されていることの是非はもっと議論されるべきではないでしょうか。<br>「3中学校にそれぞれ1名の教育相談員を配置しています。」とありますが、市内には全部で5つの中学校があります。どの3中学に配置されているのかを明記すべきです。更に、中学校においてスクールカウンセラーは週に一回 | 学校では、児童生徒が安心して相談できる体制づくりに努めており、児童生徒一人一人との相談や、小さな気づきを見逃さずに共有し、早期対応する体制を整えるとともに、スクールカウンセラーなどとも連携しつつ取り組んでいます。今後も、各学校における組織体制や教職員研修の充実を図りながら、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めます。<br>計画では事業の概要を示すものであり、具体的な配置校は記載いたしません。 | —  |

|    |    |                            |  |  |   |
|----|----|----------------------------|--|--|---|
|    |    |                            | の巡回であることも明記しなければ正確な情報ではないと思います。  |  |   |
| 36 | 意見 | P90<br>不登校の<br>こどもへ<br>の支援 | <p>先のいじめ防止の部分とも重なりますが、増え続ける不登校のこどもの社会生活や学習を市としてどう保障するのかを考えねばなりません。これまでの常識・手法にのみ頼ったままでは解決できないと思います。現在、不登校になった場合には①自宅に引きこもる②教育支援センターに通う③保健室や別室登校をする④民間のフリースクールに通う、が考えられますが、③については学校判断で不安定かつ常駐教員がないという環境であることが殆どですし、④のフリースクールについては経済的負担な負担や学校が家から遠く通学するのが大変だったり、また子ども自身がそれを受け入れないなどのハードルもあります。よって現実的には①と②しかないわけです。教育支援センターは本市において現在二カ所あり、以前の一カ所からは増えていますので、それは評価したいとは思いますが運営の状況はどうでしょうか。どのくらいの子ども達が救われているのでしょうか。現在本市には小学校で90人、中学校で150人の不登校児童がいますが、教育支援センターに通っているのはそのうちのごくごく少数です。教育支援センターが活用されるには何が必要なのかも定期的に検証するべきでしょう。</p> <p>さらに考えなければならないのは、教育支援センターに通いたくないが、学校には関わってみたい、でも教室が苦手という子ども達の居場所です。既に全国でも取組みが始まっています。知られているところでは、愛知県岡崎市のF組があります。成果が上がっており、今や岡崎市の全中学校に設置されている。本市においても校内フリースクールの設置も検討すべき時だと思います。また、民間フリースクールに通う場合の学費の補助に取組まねばならないと思います。府内では亀岡市が「まなびの機会サポート事業補助?」を実施しています。国においても「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を平成28年に策定していますが、実効力のあるものにはなっていません。国の動きを後押しするためにも、本市としても授業料の一部補助に着手すべきではないでしょうか。</p> | <p>学校では、様々な学習活動を通じてより良い人間関係の構築と、教員が相互に連携しつつ、スクールカウンセラーや心の相談員などとも連携しながら、個に応じたきめ細かな支援に取り組んでいます。引き続き、学校や市教育支援センターにおけるこどもたちの居場所づくりや学習支援に取り組みます。</p> <p>また、校内フリースクール（校内教育支援センター）については、令和7年度に市内全小中学校に設置を予定しています。自分の教室に入りづらい児童生徒や、不登校から学校に復帰する段階にある児童生徒、不登校の前兆がみられる児童生徒等が、校内の安心できる居場所で自分のペースで学習ができ、気軽に相談ができる環境の整備を進めます。</p> <p>民間フリースクール等に関するご提案は、ご意見として承ります。</p> | — |
| 37 | 意見 | P77<br>公民館事<br>業の推進        | 「公民館講座や生涯学習講座、市民講座を開催し、学習機会の充実を図り、生涯学習への参加を促進しています。」とありますが、実感がありません。子ども・若者向けの生涯学習講座や市民講座が本市にあるのでしょうか？おおよそ聞いたことがないものです。試しに「第二次木津川市生涯学習推進計画」を確認しましたが、「放課後子ども教室」「スポーツ教室」程度の記載です。  | 東部交流会館や南加茂台公民館では、小学生から高齢者の全ての市民の皆さんのが、ご参加頂ける「公民館講座」「市民講座」「生涯学習講座」を開催しています。今後も、こどもの体験活動が豊かになるよう、市民の皆さんのニーズを把握し、生涯にわたり、誰もが気軽に楽しく参加できる講座の充  | — |

|    |    |  |   |    |
|----|----|--|---|----|
|    |    | 生涯学習講座や市民講座は高齢者の参加ばかりではないでしょうか。実際と違う内容を記載すべきではないと考えます。   | 実、拡充に努めます。  |    |
| 38 | 意見 | P93<br>多様な媒体による情報発信の推進<br><br>「開かれた学校を目指し、すべての学校でホームページを開設し、学校の概要や特色、行事等を公開しています。」として「継続」になっています。全ての小中学校でホームページは開設されていますが、その情報量、質や内容には大きな格差があります。<br>給食献立表を掲載している学校、していない学校。アレルギーのあるお子さんを持つ保護者のために成分配合表を掲載している学校。安全マップを公開している学校。PTA の規約や総会資料などを公開している学校。対応がバラバラすぎだと思います。それぞれの学校の特色を生かすのは大いにして頂いたらいいのですが、基本的な必ず掲載すべき事項（給食、通学路の安全、PTAなどの基礎情報）は統一して公開すべきだと思います。 | 学校からの情報発信につきましては、ホームページをはじめ、メール配信や文書配布など様々な方法で行っており、どの情報発信手段を選択するのか、どの内容を掲載するのかについては、学校の独自性を尊重して決定しています。今後も、必要な情報がより確実に保護者や地域の皆さんに伝わるよう努めます。  | —  |
| 39 | 提案 | P130-131<br>木津川市<br>子ども・<br>子育て会<br>議委員<br><br>委員構成が多様な市民を代表しているのか疑問を感じます。25 人のうち 11 人 (44%) が園長・校長です。保護者の代表は3 人で、公募市民はゼロです。子ども園などの園長は揃っていますが、小中学校については1 人の校長が 18 校を代表しています。PTA からも参加がありません。更には障害当事者・保護者の参加も皆無というあります。<br>一日も早くこの偏った委員構成を是正して頂きたいです。小中学校の保護者の参加、市民公募の実施、障がい当事者・保護者の参加を加えてください。   | 子ども・子育て会議の現在の委員構成は、保護者代表 2 名、子育て支援団体 1 名、事業者 2 名、労働者 1 名、障がい福祉関係事業者 2 名、学識経験者等 3 名、教育従事者 1 名、福祉関係機関 2 名、行政機関 1 名、保育従事者 10 名となっています。様々な立場の方に参画いただけるよう委員の構成について検討します。   | —  |
| 40 | 提案 | その他<br><br>○遊び場<br>この計画では子ども達の遊び場に関する記載が少ない印象でした。P85 に「安全な教育・保育環境を提供するため、空調の整備や厨房機器の更新、遊具の整備など設備の整備や修繕を実施しています」とあるのみで、後はプレイフルパークのことが書かれていただけです。あくまで既存の遊具の整備・修繕を行うと宣言するにとどまっており、市民アンケートで毎回不満とされている「遊び場の貧弱さ」を積極的に解消しようという姿勢が見られません。これでは改善の見込みが期待できません。市民に広く公園アンケートを取る、市民と共に考える場を作るなどして市民と協働で遊び場の充実を図るべきです。<br>○自然体験<br>子ども達の自然体験についての記述が非常に少なかったと感じています。「多     | こどもの遊び場については、様々な移動式遊具を活用し「遊び」を通して子どもや保護者の交流の創出と子どもたちの健やかな成長を促すことを目指し、令和4 年度よりイベントを開催しています。参加者からは高い評価を得る一方で、継続性や常設性などが課題となっています。<br>今後は、常設性の高い拠点整備や規模の小さい移動式の遊び場など、遊び場のあり方について検討を進めます。また、「第5 章の 1 ライフステージを通した施策 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」に、以下のとおり遊び場に関する事業を追加します。 | 追加 |

|    |    |                          |   |   |   |
|----|----|--------------------------|---|---|---|
|    |    |                          | 様な遊びや体験」と記載するにとどまっており、デジタル機器に時間を奪われている子ども達の自然体験の場の重要性が理解されていないのではと思いました。是非とも、緑豊かな木津川市において子ども達がより多くの自然体験の機会を得られるよう、加筆してください。   | 常設性の高い拠点整備や規模の小さい移動式の遊び場、ユニバーサルデザイン・インクルーシブデザインを取り入れた遊具や施設の更新・整備など、遊び場のあり方や魅力ある公園づくりについて検討を進めます。  |   |
| 41 | 意見 | P57<br>P81<br>P82<br>P84 | 虐待の予防や早期発見に係る事業が取り上げられています。乳幼児や児童における虐待の早期発見につながる事業があり、効果も上がっているようです。しかし、学童期や思春期の子ども達自身に対する取り組み事業が無いように思います。学童期や思春期の子ども達は、自分が受けている「虐待」が「虐待」であるかどうかよく分からず、また、「虐待」を受けていると思っていても周りの人に相談できない等の問題があります。子ども達が、保護者が、教職員が、「子どもへの暴力とは何か」を学ぶ機会を提供する事業が必要と考えます。                    | 京都府健康福祉部よりテキストを配付され、自分が受けている虐待に気づかせる取組があります。さらに、木津川市いじめアンケートに相談の欄を設けております。また、児童生徒の心の状態をタブレットを活用して把握する研究も進めているところです。今後もこどもたちの心と体の健康を守る取組を進めます。   | — |
| 42 | 意見 | P76                      | 「(1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等」とあり、子どもの権利について、広く市民が理解・認識できるように、意識啓発を進めます。とあります。<br>しかし、何より大切なのは、子ども達自身が自分達の権利について理解・認識することです。子ども達が学校で国連子どもの権利条約を学ぶ時間や、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現を学校で実際に経験することが必要です。  | 市民の意識向上とともに大切なことは、こどもたち自身が、「子どもの権利条約」の四つの原則である①命を守られ成長できること、②子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えること、③意見を表明し参加できること、④差別されないこと等の学習を通して、子どもの権利について考え、問題点について話し合うことが重要だと考えます。子どもの発達段階に応じて社会の一員であるという意識をより高める学習を進めます。   | — |
| 43 | 提案 | P67                      | 「本計画は、現行の計画を継承しつつ、「こども大綱」や「こども基本法」にもとづく「こども計画」へとつながる計画として位置づける必要があります。」とある。であるならば、子ども基本法にある「子どもの意見の反映」を実現するために、子ども達の要望や意見をまず把握する必要がある。居場所についてのアンケートや職員が子ども達や若者との直接の対話の機会を持つことも重要である。本計画策定のためのアンケート調査は、保護者を対象としたものであり、子ども達や若者をアンケート対象にしなかった点は、とても問題です。一番大切な当事者の声が抜けています。 | 本計画(案)は、近年の子どもを取り巻く環境の変化に対応しながら、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」を踏まえ、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止や貧困対策など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう策定しています。そのため、アンケートについては、国が示す「調査票のイメージ」や府が示す「モデル調査票」を参考に実施しました。 | — |

|    |    |              |   |  |   |
|----|----|--------------|---|--|---|
|    |    |              | <p>また、こども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定については、国の補助金支援があります。「こども計画」策定の際には、必ずこども達や若者達の意見のアンケート調査の実施をお願いします。</p>   | <p>一方で、本計画（案）は、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」の内容を部分的に反映するなど、今後策定を予定しているこども基本法に基づく「こども計画」につながる計画として位置付けています。</p> <p>「こども計画」の策定にあたっては、こども若者の声を含め、幅広い市民の意見を集められるよう検討します。</p>  |   |
| 44 | 意見 | P90          | <p>不登校支援として4つの事業を取り上げています。しかし、不登校児童生徒の人数は毎年増加、ここ10年で2倍になりました。令和5年11月より新たに教育支援センター加茂教室を開室。1年になりますが、1日の利用者は、1名か2名のようです。例えば木津保健センターの場所に教育支援センターを設置すれば、だれもが通いやすいと思います。また、自分の教室に入りづらい児童生徒のための別室登校（校内教育支援センター）の実施や、フリースクールとの連携についても国から提案されています。新たな事業を考える必要があると思います。</p> | <p>学校では、様々な学習活動を通じてより良い人間関係の構築と教員が相互に連携しつつ、スクールカウンセラーや心の相談員などとも連携しながら、個に応じたきめ細かな支援に取り組んでいます。引き続き、学校や市教育支援センターにおけるこどもたちの居場所づくりや学習支援に取り組みます。また、校内教育支援センターについては、令和7年度に市内全小中学校に設置を予定しています。自分の教室に入りづらい児童生徒や、不登校から学校に復帰する段階にある児童生徒、不登校の前兆がみられる児童生徒等が、校内の安心できる居場所で自分のペースで学習ができ、気軽に相談ができる環境の整備を進めます。</p> <p>フリースクールとの連携等に関するご提案はご意見件として承ります。</p> | — |
| 45 | 意見 | P30<br>調査の概要 | <p>今後、保育園や学校が少子化で人数が少なくなっているからと、保育園や幼稚園、小学校の統廃合の計画がされようとしていると思いますが、このデータ結果を見ても、保育や教育に対する期待は大きく、全てのページ、全ての項目について、しっかりと受け止め、保護者の要望や願いに寄り添い、子どもたちが豊かな教育を受けられる木津川市であって貰いたく思います。</p>   | <p>本計画（案）は、近年のこどもを取り巻く環境の変化に対応しながら、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正」を踏まえ、質の高い就学前のこどもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、児童虐待の防止や貧困対策など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう策定しています。また、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」の内容を部分的に反映するなど、今後策定を予定しているこども基本法に基づく「こども計画」につながる計画として位置付けています。</p> <p>少子化や核家族化、共働きの増加など多様化する教育・保育ニーズに対応するとともに、充実した教育・保育環境の提供体制の確保に努めます。</p>                   | — |

|    |    |                               |   |  |   |
|----|----|-------------------------------|---|--|---|
| 46 | 意見 | P40<br>[就学前児童保護者]今後充実してほしいところ | 木津川市いきいき子育てネットワークでは、2024年12月、議会に「木津川市の子どもたちのためにゆきとどいた教育条件と子育て環境を求める請願書」を提出しましたが、全て不採択になりました。多くの近隣自治体でされている「給食費の無償化」や、木津川市の未入園児を含めた幼児の保護者の願い「保育園等での、幼児に主食の提供を」等は、保護者の要求にそっている内容となっています。現実の子育て世代の要求に寄り添う行政であって貰いたいです。出て来ているデータを机上の空論で済ませてしまうことのないようお願い致します。   | 本計画（案）の策定にあたり実施しました子育て支援に関するアンケート調査では、今後充実してほしいところとして、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が最も多くなっています。幼児への主食の提供については、自由記述においてご意見をいただいております。これらへの対応には、財源の確保や設備の問題など、整理すべき課題が残されており、引き続き事業の実施について検討を進めます。   | — |
| 47 | 意見 | P41<br>[小学生児童保護者]今後充実してほしいところ | ”今後充実してほしいところは、「子育てにかかる経済的負担の軽減が59.5%で最も多く”とあるように、「給食費の無償化」や「幼稚園等での幼児に主食の提供」等は、真摯に考えていかなければならない問題だと思います。遊び場の整備に関しては、木津川市いきいき子育てネットワークでは2016年に市内の公園を調査しました。危険な遊具の整備や修繕は改善して頂きましたが、全般的に遊具が乏しいように思いました。特に城山台は子どもが多いにも関わらず、遊具が少なすぎます。子どもたちにとって魅力的な遊具が必要だと思います。又、雨の日に遊ぶ所が無い事も子どもたちにとって”居場所”が無く、『文化パルク城陽』のような施設があればいいと思います。キッズスペースには雨でものびのび遊べるアスレチックがあり体作りに重要な時期に大変有意義な施設です。又、プラネタリウムもあって、プラネタリウムは、癒し空間でもあり、星座に興味を持ったり、天文学の入口でもあるので、文化レベルの高い施設です。昔は加茂町にもありましたが、老朽化で閉館になりました。保育園の子どもたちもバスに乗って観に行きました。文化を大切にする木津川市であって貰いたいです。 | 本計画（案）の策定にあたり実施しました子育て支援に関するアンケート調査では、今後充実してほしいところとして、「子育てにかかる経済的負担の軽減」が最も多くなっています。幼児への主食の提供については、自由記述においてご意見をいただいております。これらへの対応には、財源の確保や設備の問題など、整理すべき課題が残されており、引き続き事業の実施について検討を進めます。<br>こどもの遊び場については、様々な移動式遊具を活用し「遊び」を通して子どもや保護者の交流の創出と子どもたちの健やかな成長を促すことを目指し、令和4年度よりイベントを開催しています。参加者からは高い評価を得る一方で、継続性や常設性などが課題となっています。<br>今後は、常設性の高い拠点整備や規模の小さい移動式の遊び場など、遊び場のあり方について検討を進めます。 | — |
| 48 | 意見 | P48<br>病児・病後児保育事業             | 子どもは風邪をひいたり、熱を出すのは日常茶飯事です。外で働いている親にとっては、そんな時に保育園や学校に行けないのは困っています。必要としている人数と病児保育の受け入れできる施設や人員が見あてないと思います。安心して子育てできる環境を整えて貰いたく思います。   | 病児・病後児保育事業の利用者数は、令和5年度に132人日と大幅に増加しており、令和6年度も同水準で推移しています。<br>見込み量の算出にあたっては、第6章の4「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」(6)病児・病後児保育事業で示しますように、主な利用層である1~5歳の推計人口に令和5年度の利用率を乗じて算出しています。<br>本計画（案）では、見込み量を充足する提供体制を確保する   | — |

|    |    |  |   |  |    |
|----|----|--|---|--|----|
|    |    |  |   | こととしており、引き続き、市民へのさらなる周知を行い、安心して利用できる体制について検討を進めます。   |    |
| 49 | 提案 | P90<br>いじめ防<br>止                         | いじめを受けていたり、不登校のお子さんの保護者の方から、「スクールカウンセラーとは十分に相談できていない。」「学校に常におられるのではない。」と聞いています。この文面では、全ての学校に配置されて、十分に対応できているかのように受け取れます。この状態が望ましく考えておられるなら、即刻配置して頂きたいです。  | 学校では、児童生徒が安心して相談できる体制づくりに努めており、児童生徒一人一人との相談や、小さな気づきを見逃さずに共有し、早期対応する体制を整えるとともに、スクールカウンセラーなどとも連携しつつ取り組んでいます。スクールカウンセラーについては、京都府への配置時間の拡大要望を継続するとともに、市カウンセリングルームや教育支援センターでの相談体制の充実に努めます。  | —  |
| 50 | 提案 | P5<br>子育てや<br>教育に関<br>する経済<br>的負担の<br>軽減 | もう少し具体的に示して欲しいと思います。<br>その中の一つに産後ケアがあると思いますが、子育てをしている人の負担軽減のためには、もっと門戸を広げて欲しいと思います。木津川市の宿泊型と日帰り型は大変手厚いと思いますが、利用できる人も限られています。子育ては継続されるものであり、日々繰り返す授乳に困っている人も多く、1~2時間程度の通所型というのも新設してもらっても良いのではないでしょうか?全国的には母乳外来に使える産後ケアも増えて来ています。<br>経済的負担の軽減について、子育て中のお母さん達が強く望んでおられる事なので、木津川市にお聞き入れしていただきたく、意見を言わせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。 | 子育てや教育に関する経済的負担の軽減については、本計画(案)の以下において具体的な施策を記載しています。<br>P79 (4) こどもの貧困対策<br>P91 (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減<br>新たな施策の展開にあたっては、財源の確保など、整理すべき課題が残されており、引き続き事業の実施について検討を進めます。<br>産後ケア事業については、従来から見込量を把握し、提供体制の確保や事業の充実に努めており、令和7年度には訪問型サービスの提供を開始する予定です。<br>また、子ども・子育て支援法が改正され、産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、国・都道府県・市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることとしていることから、本計画(案)「第6章の4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」に、「産後ケア事業」及び「妊婦等包括相談支援事業」に係る量の見込みと提供体制を追加します。 | 追加 |